

選定要件 胃がん

項目	改訂選定要件(第3版)	現行要件
学会の認定	同右	(一財)日本消化器病学会認定施設
	同右	(一社)日本消化器外科学会認定施設
	(一社)日本消化器内視鏡学会指導施設または指導連携施設	規定なし
	(一社)日本内視鏡外科学会技術認定(消化器・一般外科)取得者が常勤で1名以上	規定なし
	規定なし *次回改定時には、(一社)日本胃癌学会認定施設を追加することを検討する	規定なし
	(公社)日本医学放射線学会修練機関	規定なし
	規定なし *次回改定時には、(公社)日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医1名以上、または基幹ないし関連施設を追加することを検討する	規定なし
外科的治療	手術または鏡視下治療が年12例以上	手術が年10例以上
内視鏡治療	年6例以上	内視鏡的粘膜下層剥離術(ESD)が年3例以上
放射線治療	同右	規定なし
薬物療法	①年6例以上 ②がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、外来がん治療認定薬剤師のいずれかが常勤で1名以上 ③がん看護専門看護師またはがん薬物療法認定看護師のいずれかが常勤で1名以上 ④薬物療法の副作用に迅速かつ適切に対応する体制が整っていること。特に、組織上明確に位置付けられた、各臓器の専門医に加えて多職種で構成された免疫チェックポイント阻害薬対策チームが組織されていること。前述の専門医がない場合は、他の医療機関と連携して、対応が迅速に行われることが組織上明確に規定されていること。	年3例以上
特記事項	同右	症例数は、直近3年間の平均値